# 議　案　目　次


| （議案番号） | （案　　件） | （頁） |
|---|---|---|
| 議案第 71 号 | 令和２年度盛岡市一般会計補正予算（第３号） | 1 |
| 議案第 72 号 | 令和２年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第１号） | 5 |
| 議案第 73 号 | 令和２年度盛岡市水道事業会計補正予算（第１号） | 別冊 |
| 議案第 74 号 | 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について | 7 |
| 議案第 75 号 | 盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について | 14 |
| 議案第 76 号 | 盛岡市産業支援センター条例等の一部を改正する条例について | 15 |
| 議案第 77 号 | 盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について | 17 |
| 議案第 78 号 | 盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について | 18 |
| 議案第 79 号 | 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について | 19 |
| 議案第 80 号 | 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について | 20 |
| 議案第 81 号 | 盛岡市東中野財産区管理会条例及び盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部を改正する条例について | 21 |
| 議案第 82 号 | 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について | 22 |
| 議案第 83 号 | 財産の取得について | 23 |
| 議案第 84 号 | 財産の取得について | 24 |
| 議案第 85 号 | 財産の取得について | 25 |
| 議案第 86 号 | 盛岡市立飯岡小学校校舎増築等（建築主体）工事に係る請負契約の締結にについて | 26 |
| 議案第 87 号 | 盛岡市立仙北中学校第二屋内運動場等整備（建築主体）工事に係る請負契約の締結について | 27 |
| 議案第 88 号 | 市道の路線の認定について | 28 |

議案第 71 号

令和２年度盛岡市一般会計補正予算（第３号）

令和２年度盛岡市の一般会計補正予算（第３号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 991,608千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,054,275千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は，「第２表債務負担行為補正」による。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

# 第１表　　歳入歳出予算補正

## 歳　　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 16 国庫支出金 | | 52,015,194 | 720,810 | 52,736,004 |
| | 1 国庫負担金 | 16,978,361 | 72,306 | 17,050,667 |
| | 2 国庫補助金 | 34,969,378 | 646,141 | 35,615,519 |
| | 3 委託金 | 67,455 | 2,363 | 69,818 |
| 17 県支出金 | | 8,526,865 | 36,153 | 8,563,018 |
| | 1 県負担金 | 5,716,898 | 36,153 | 5,753,051 |
| 20 繰入金 | | 3,348,799 | 68,741 | 3,417,540 |
| | 2 基金繰入金 | 2,764,608 | 68,741 | 2,833,349 |
| 22 諸収入 | | 1,670,081 | 165,904 | 1,835,985 |
| | 6 雑入 | 1,126,280 | 165,904 | 1,292,184 |
| 歳　入　合　計 | | 146,062,667 | 991,608 | 147,054,275 |

## 歳　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 総務費 | | 40,318,342 | 178,769 | 40,497,111 |
| | 1 総務管理費 | 38,113,535 | 178,769 | 38,292,304 |
| 3 民生費 | | 47,882,697 | 144,614 | 48,027,311 |
| | 1 社会福祉費 | 18,268,635 | 144,614 | 18,413,249 |
| 6 農林費 | | 2,646,999 | 23,920 | 2,670,919 |
| | 1 農業費 | 2,237,993 | 23,920 | 2,261,913 |
| 9 消防費 | | 4,618,656 | 2,363 | 4,621,019 |
| | 1 消防費 | 4,618,656 | 2,363 | 4,621,019 |
| 10 教育費 | | 9,130,251 | 641,942 | 9,772,193 |
| | 2 小学校費 | 3,592,617 | 429,432 | 4,022,049 |
| | 3 中学校費 | 1,593,779 | 212,239 | 1,806,018 |
| | 7 保健体育費 | 407,382 | 271 | 407,653 |
| 歳　出　合　計 | | 146,062,667 | 991,608 | 147,054,275 |

## 第２表　債務負担行為補正

（追　加）

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| | | 千円 |
| 盛岡市動物公園再生事業に必要とする経費についての債務負担<br>（令和２年度分） | 自　令和２年度<br>至　令和18年度 | 21億 9,646万円に物価変動等による増減額を加算した額 |
| 盛岡バスセンター整備事業に必要とする経費についての債務負担<br>（令和２年度分） | 自　令和２年度<br>至　令和３年度 | 530,000 |

議案第 72 号

令和２年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第１号）

令和２年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は，「第１表歳入予算補正」による。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

# 第１表　　歳入予算補正

## 歳　　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 保険料 | | 5,639,056 | △144,614 | 5,494,442 |
| | 1 介護保険料 | 5,639,056 | △144,614 | 5,494,442 |
| 7 繰入金 | | 3,828,951 | 144,614 | 3,973,565 |
| | 1 一般会計繰入金 | 3,828,951 | 144,614 | 3,973,565 |
| 歳　入　合　計 | | 25,856,710 | 0 | 25,856,710 |

議案第 73 号

# 令和２年度盛岡市水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和２年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和２年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科　　目） | （補正前の額） | （補　正　額） | （　計　） |
|---|---|---|---|
| | 収 | 入 | |
| 第１款　事　業　収　益 | 7,819,025千円 | 1,052,821千円 | 8,871,846千円 |
| 第２項　営　業　外　収　益 | 1,028,691千円 | 33,627千円 | 1,062,318千円 |
| 第３項　特　別　利　益 | 1千円 | 1,019,194千円 | 1,019,195千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第１款　事　業　費 | 6,154,140千円 | 285,460千円 | 6,439,600千円 |
| 第１項　営　業　費　用 | 5,637,538千円 | 136,162千円 | 5,773,700千円 |
| 第３項　特　別　損　失 | 2,084千円 | 149,298千円 | 151,382千円 |

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「不足する額4,553,560千円」を「不足する額4,327,599千円」に，「当年度分損益勘定留保資金等1,885,217千円」を「当年度分損益勘定留保資金等1,659,256千円」に改め，資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

| （科　　目） | （補正前の額） | （補　正　額） | （　計　） |
|---|---|---|---|
| | 収 | 入 | |
| 第１款　資本的収入 | 722,561千円 | 225,961千円 | 948,522千円 |
| 第５項　固定資産売却代金 | 1千円 | 225,961千円 | 225,962千円 |

第４条　予算第９条の次に次の１条を加える。

（重要な資産の処分）

第10条　重要な資産の処分は，次のとおりとする。

| | 種類 | 名称 | 数量 | 処分の態様 |
|---|---|---|---|---|
| １　処分する資産 | 土地 | 水道用地 | 39,013㎡ | 売却 |

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

# 令和２年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第１号）

## 収益的収入及び支出

### 収入

（単位　千円）

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 事業収益 | | | 7,819,025 | 1,052,821 | 8,871,846 | |
| | 2 営業外収益 | | 1,028,691 | 33,627 | 1,062,318 | |
| | | 4 長期前受金戻入 | 659,286 | 33,627 | 692,913 | 固定資産の除却及び売却による長期前受金収益化分 |
| | 3 特別利益 | | 1 | 1,019,194 | 1,019,195 | |
| | | 2 その他特別利益 | 0 | 1,019,194 | 1,019,194 | ダム使用権移転に係る収入 |

### 支出

（単位　千円）

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 事業費 | | | 6,154,140 | 285,460 | 6,439,600 | |
| | 1 営業費用 | | 5,637,538 | 136,162 | 5,773,700 | |
| | | 10 資産減耗費 | 213,094 | 136,162 | 349,256 | ダム使用権除却費 |
| | 3 特別損失 | | 2,084 | 149,298 | 151,382 | |
| | | 4 その他特別損失 | 0 | 149,298 | 149,298 | 一般会計繰出金 |

# 資本的収入及び支出

## 収　　入

（単位　千円）

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 資本的収入 | | | 722,561 | 225,961 | 948,522 | |
| | 5 固定資産売却代金 | | 1 | 225,961 | 225,962 | |
| | | 1 固定資産売却代金 | 1 | 225,961 | 225,962 | 土地売却代金　195,843千円<br>構築物売却代金　30,118千円 |

# 令和２年度盛岡市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）　（補正第１号）

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位　千円）

| 区分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---|---|---|
| **１　業務活動によるキャッシュ・フロー** | | | |
| 当年度純利益 | 1,474,748 | 767,361 | 2,242,109 |
| 減価償却費 | 2,149,464 | 0 | 2,149,464 |
| 減損損失 | 38 | 0 | 38 |
| 資産減耗費 | 213,000 | 136,162 | 349,162 |
| 引当金の増減額（△は減少） | 24,837 | 0 | 24,837 |
| 長期前受金戻入額 | △659,286 | △33,627 | △692,913 |
| 受取利息及び受取配当金 | △6,357 | 0 | △6,357 |
| 支払利息 | 237,429 | 0 | 237,429 |
| 有形固定資産売却損益（△は益） | 46 | 0 | 46 |
| 未収金の増減額（△は増加） | △187,365 | 0 | △187,365 |
| 未払金の増減額（△は減少） | △517,253 | 0 | △517,253 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △37,897 | 0 | △37,897 |
| 小計 | 2,691,404 | 869,896 | 3,561,300 |
| 利息及び配当金の受取額 | 6,357 | 0 | 6,357 |
| 利息の支払額 | △237,429 | 0 | △237,429 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 2,460,332 | 869,896 | 3,330,228 |
| **２　投資活動によるキャッシュ・フロー** | | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △2,881,677 | 0 | △2,881,677 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1 | 223,223 | 223,224 |
| 有価証券の取得による支出 | △700,000 | 0 | △700,000 |
| 工事負担金等による収入 | 338,138 | 0 | 338,138 |
| 国庫補助金等による収入 | 165,696 | 0 | 165,696 |
| 他会計からの負担金による収入 | 29,000 | 0 | 29,000 |
| 工事負担金等の返還による支出 | △1,000 | 0 | △1,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △3,049,842 | 223,223 | △2,826,619 |
| **３　財務活動によるキャッシュ・フロー** | | | |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △1,414,067 | 0 | △1,414,067 |
| 他会計からの出資による収入 | 100,913 | 0 | 100,913 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △1,313,154 | 0 | △1,313,154 |
| 資金増減額（△は減少） | △1,902,664 | 1,093,119 | △809,545 |
| 資金期首残高 | 10,317,986 | 0 | 10,317,986 |
| 資金期末残高 | 8,415,322 | 1,093,119 | 9,508,441 |

# 令和２年度盛岡市水道事業予定貸借対照表（補正第１号）

（令和３年３月31日）

（単位　千円）

## 資　産　の　部

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　固定資産 | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | |
| ア　土地 | | 3,063,565 | | |
| イ　立木 | | 16,465 | | |
| ウ　建物 | 4,181,139 | | | |
| 減価償却累計額 | △ 1,979,143 | 2,201,996 | | |
| エ　建物附属設備 | 1,067,346 | | | |
| 減価償却累計額 | △ 894,884 | 172,462 | | |
| オ　構築物 | 81,732,531 | | | |
| 減価償却累計額 | △ 37,140,089 | 44,592,442 | | |
| カ　機械及び装置 | 14,853,539 | | | |
| 減価償却累計額 | △ 10,929,985 | 3,923,554 | | |
| キ　車両運搬具 | 170,135 | | | |
| 減価償却累計額 | △ 153,358 | 16,777 | | |
| ク　工具器具備品 | 356,598 | | | |
| 減価償却累計額 | △ 264,723 | 91,875 | | |
| ケ　有形固定資産建設仮勘定 | | 2,042,183 | | |
| 有形固定資産合計 | | | 56,121,319 | |
| (2) 無形固定資産 | | | | |
| ア　ダム使用権 | | 719,641 | | |
| イ　電話加入権 | | 2,867 | | |
| ウ　無形固定資産建設仮勘定 | | 1,645,263 | | |
| 無形固定資産合計 | | | 2,367,771 | |
| (3) 投資 | | | | |
| ア　投資有価証券 | | 3,999,975 | | |
| 投資合計 | | | 3,999,975 | |
| 固定資産合計 | | | | 62,489,065 |
| 2　流動資産 | | | | |
| (1) 現金預金 | | | 9,508,441 | |
| (2) 未収金 | | 856,277 | | |
| 貸倒引当金 | | △ 10,193 | 846,084 | |
| (3) 貯蔵品 | | | 149,768 | |
| 流動資産合計 | | | | 10,504,293 |
| 資産合計 | | | | 72,993,358 |

# 負　債　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 固定負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 5,603,419 | | |
| 企業債合計 | | 5,603,419 | |
| (2) 引当金 | | | |
| ア 退職給付引当金 | 957,317 | | |
| イ 修繕引当金 | 3,196,203 | | |
| 引当金合計 | | 4,153,520 | |
| 固定負債合計 | | | 9,756,939 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 1,412,176 | | |
| 企業債合計 | | 1,412,176 | |
| (2) 未払金 | | 1,113,845 | |
| (3) 引当金 | | | |
| ア 賞与引当金 | 60,009 | | |
| イ 法定福利費引当金 | 12,042 | | |
| 引当金合計 | | 72,051 | |
| (4) その他流動負債 | | 387,816 | |
| 流動負債合計 | | | 2,985,888 |
| 5 繰延収益 | | | |
| 長期前受金 | | 31,388,653 | |
| 収益化累計額 | | △ 15,884,739 | |
| 繰延収益合計 | | | 15,503,914 |
| 負債合計 | | | 28,246,741 |

# 資　本　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 資本金 | | | 34,976,492 |
| 7 剰余金 | | | |
| (1) 資本剰余金 | | | |
| ア 国庫，県補助金 | 46,357 | | |
| イ 工事負担金 | 1,853,280 | | |
| ウ 受贈財産評価額 | 736,539 | | |
| エ 寄附金 | 160 | | |
| オ その他資本剰余金 | 14,142 | | |
| 資本剰余金合計 | | 2,650,478 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (2) 利益剰余金 | | | |
| ア　減債積立金 | 1,412,177 | | |
| イ　建設改良積立金 | 457,018 | | |
| ウ　災害対策準備金 | 340,000 | | |
| エ　当年度未処分利益剰余金 | 4,910,452 | | |
| 利益剰余金合計 | | 7,119,647 | |
| 剰余金合計 | | | 9,770,125 |
| 資本合計 | | | 44,746,617 |
| 負債資本合計 | | | 72,993,358 |

# 注　　記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア　有価証券の評価基準

満期保有目的の国債等は償却原価法（定額法）によっている。

イ　たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産

量水器を除く資産　定額法によっている。

量水器　取替法によっている。

イ　無形固定資産　定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

ア　賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当及び奨励手当の支給並びに手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため，当事業年度末における支給見込額に基づき，翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため，毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額から他会計が負担すると見込まれる額を控除した額を計上している。

ウ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため，実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項

ア　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜き方式によっている。

2　予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金見込額

ア　予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内の償還予定のものも含む）のうち，企業債の償還に要する資金の一部を一般会計が負担すると見込まれる額は，27,159千円である。

3　その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に係る経過措置

ア　平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては，引き続き従前の例により取り崩すこととする。

議案第 74 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

（盛岡市市税条例の一部改正）

第１条　盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条第１項第２号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第36条の２中「第12項」を「第11項」に，「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に，「第７項」を「第６項」に改める。

第38条第１項ただし書中「第 314条の２第５項」を「第 314条の２第４項」に改める。

第46条第２項中「登録されている」を「登録がされている」に改め，同条第４項中「によつて」を「により」に，「においては」を「には」に改め，「これを」を削り，「課する」を「課することができる」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，市長は，当該登録をしようとするときは，あらかじめ，その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第46条中第７項を第８項とし，同条第６項中「によつて」を「により」に，「においては」を「には」に，「登録されている」を「登録がされている」に，「みなす」を「みなすことができる」に改め，同項を同条第７項とし，同条第５項中「によつて」を「により」に改め，同項を同条第６項とし，同条第４項の次に次の１項を加える。

５　法第 343条第５項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には，その使用者を所有者とみなして，固定資産課税台帳に登録し，その者に固定資産税を課することができる。この場合において，市長は，当該登録をしようとするときは，あらかじめ，その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第46条の２を次のように改める。

（現所有者の申告）

第46条の２　現所有者（法第 384条の３に規定する現所有者をいう。以下この条及び第65条において同じ。）は，現所有者であることを知つた日の翌日から３月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所，氏名又は名称，次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所，氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第65条第１項中「又は」を「若しくは」に，「によつて」を「により，又は現所有者が第46条の２の規定により」に，「においては」を「には」に改める。

第86条第２項に次のただし書を加える。

ただし，１本当たりの重量が 0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については，当該葉巻たばこの１本をもつて紙巻たばこの 0.7本に換算するものとする。

第86条第４項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第３条の２第１項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に，「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め，「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め，同条第２項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中」に，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合」を「当該加算した割合」に改める。

附則第３条の３第１項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第７条の２中「の規定」を「，第61条又は第62条の規定」に，「又は法」を「又は」に，「」とする」を「，第61条若しくは第62条」とする」に改める。

附則第７条の２の２に次の１項を加える。

18　法附則第62条に規定する割合は，零とする。

附則第12条の３中「令和２年９月30日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第15条の３中「第39項まで」の次に「，第42項」を加え，「又は第15条の３」を「，第15条の３又は第61条」に，「又は法」を「又は」に，「」とする」を「若しくは第61条」とする」に改める。

附則第22条第１項中「第35条の２第１項」の次に「，第35条の３第１項」を加える。

附則第22条の２第３項中「第35条の２」を「第35条の３」に改める。

附則第26条及び第27条中「第35条の２第１項」の次に「，第35条の３第１項」を加える。

附則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第40条　第12条の３第７項の規定は，法附則第59条第３項において準用する法第15条の２第８項に規定する条例で定める期間について準用する。

第２条　盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「第 321条の８第22項及び第23項の申告書に」を「第 321条の８第34項及び第35項の申告書に」に，「においては」を「には」に，「によつて」を「により」に改め，同条第４号中「によつて」を「により」に改め，同条第５号中「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め，同条第６号中「第 321条の８第22項及び第23項」を「第 321条の８第34項及び第35項」に改める。

第26条第３項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第34条第２項の表の第１号において「収益事業」という。）」を加え，「第34条第２項の表の第１号」を「同号」に，「第45条の５第10項から第12項」を「第45条の５第９項から第16項」に改める。

第34条第２項の表の第１号オ中「第 292条第１項第４号の５」を「第 292条第１項第４号の２」に改め，同条第３項中「，同項第２号の連結事業年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号」を「若しくは同項第２号の期間又は同項第３号」に改める。

第45条の５第１項中「第４項，第19項，第22項及び第23項」を「第31項，第34項及び第35項」に，「第10項，第11項及び第13項」を「第９項，第10項及び第12項」に，「第４項，第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に，「同条第22項」を「同条第34項」に，「第３項」を「第２項後段」に改め，同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に，「第 321条の８第24項」を「第 321条の８第36項」に改め，同条第３項中「第66条の９の３第４項及び第10項又は第68条の93の３第４項及び第10項」を「第66条の９の３第３項及び第９項」に，「第 321条の８第25項」を「第 321条の８第37項」に改め，同条第４項中「第 321条の８第26項」を「第 321条の８第38項」に改め，同条第５項中「第 321条の８第22項」を「第 321条の８第34項」に，「同条第21項」を「同条第33項」に，「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第23項」を「同条第35項」に改め，同条第６項中「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第22項」を「同条第34項」に，「第 321条の８第23項」を「第 321条の８第35項」に改め，同条第７項中「第 321条の８第22項」を「第 321条の８第34項」に，「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め，同項第２号中「第 321条の８第23項」を「第 321条の８第35項」に改め，同条第９項を削り，同条第10項中「第 321条の８第42項」を「第 321条の８第52項」に，「同条第42項」を「同条第52項」に，「第12項」を「第11項」に，「第13項」を「第12項」に改め，同項を同条第９項とし，同条中第11項を第10項とし，同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め，同項を同条第11項とし，同条第13項中「第10項」を「第９項」に，「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め，同項を同条第12項とし，同条中第14項を第13項とし，同条第15項中「第13項」を「第12項」に，「第10項」を「第９項」に改め，同項を同条第14項とし，同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に，「第 321条の８第51項」を「第 321条の８第61項」に，「第10項」を「第９項」に改め，同項を

同条第15項とし，同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に，「第15項」を「第14項」に，「第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第75条の５第３項若しくは第６項」に，「第10項」を「第９項」に改め，同項を同条第16項とする。

第45条の６第２項中「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第23項」を「同条第35項」に，「，第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め，同条第３項中「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め，「（同条第２項又は第４項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には，当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し，又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り，同条第４項中「，第４項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第45条の７の２第４項から第６項までを削る。

第86条第２項ただし書中「 0.7グラム」を「１グラム」に，「 0.7本」を「１本」に改める。

附則第３条の２第２項中「及び第４項」を削る。

附則第７条の２中「第61条」を「第63条」に，「第62条」を「第64条」に改める。

附則第７条の２の２第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第15条の３中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の２条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第41条　所得割の納税義務者が，新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち，市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金，参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には，当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして，第36条の６の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第42条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第５条の３の２第１項の規定の適用については，同項中「平成45年度」とあるのは，「令和16年度」とする。

（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第３号）の一部を次のように改正

する。

第２条のうち盛岡市市税条例第27条第１項第２号の改正規定を削る。

附則第１条第２号中「附則第４条」を「附則第３条」に改め，同条第４号を削り，同条第５号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り，「附則第５条」を「附則第４条」に改め，同号を同条第４号とする。

附則第２条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付する。

附則第３条を削り，附則第４条を附則第３条とする。

附則第５条中「附則第１条第５号」を「附則第１条第４号」に改め，同条を附則第４条とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中盛岡市市税条例第46条の改正規定並びに同条例附則第７条の２，第７条の２の２，第12条の３，第15条の３及び第40条の改正規定並びに第３条並びに附則第５条，第９条及び第10条の規定　公布の日

(2) 第１条中盛岡市市税条例第46条の２及び第65条第１項の改正規定並びに附則第６条の規定　公布の日から起算して２月を経過した日

(3) 第１条中盛岡市市税条例第86条第２項にただし書を加える改正規定及び同条第４項の改正規定並びに附則第７条の規定　令和２年10月１日

(4) 第１条（前３号に掲げる改正規定を除く。）並びに第２条中盛岡市市税条例附則第７条の２，第７条の２の２及び第15条の３の改正規定並びに同条例附則第40条の次に２条を加える改正規定並びに次条及び附則第３条の規定　令和３年１月１日

(5) 第２条中盛岡市市税条例第86条第２項ただし書の改正規定及び附則第８条の規定　令和３年10月１日

(6) 第２条（前２号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第４条の規定　令和４年４月１日

（延滞金に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第３条の２の規定は，前条第４号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第27条第１項（第２号に係る部分に限る。），第36条の２及び第38条第１項の規定は，令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和２年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

２　令和３年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第38条第１項の規定の適用につ

いては，同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは，「地震保険料控除額，ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 292条第１項第11号に規定する寡婦（旧法第 314条の２第３項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 292条第１項第12号に規定する寡夫である第26条第１項第１号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第４条　附則第１条第６号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は，同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「６号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「４年旧法人税法」という。）第２条第12号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が６号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

２　６号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が６号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び６号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が６号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条　新条例第46条第４項の規定は，令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和２年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

２　新条例第46条第５項の規定は，令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第６条　新条例第46条の２及び第65条第１項の規定は，第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法（昭和25年法律第 226号）第 384条の３に規定する現所有者であることを知った者について適用し，同日前に同条に規定する現所有者であることを知った者については，なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条　附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については，なお従前の例による。

第８条　附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第９条　新条例附則第15条の３の規定は，令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和２年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）

第10条　新条例附則第40条の規定は，附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日以後に法附則第59条に規定する申請を行った者について適用する。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い，所有者の存在が不明である固定資産に係る固定資産税を課する者及び固定資産の現所有者の申告の手続き並びに個人市民税を非課税とする者の要件を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 75 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和２年３月31日」を「令和４年３月31日」に改める。

第３条中「平成32年３月31日」を「令和４年３月31日」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

地方活力向上地域において特定業務施設を新設し，又は増設した事業者に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を２年延長しようとするものである。

議案第 76 号

盛岡市産業支援センター条例等の一部を改正する条例について

盛岡市産業支援センター条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市産業支援センター条例等の一部を改正する条例

（盛岡市産業支援センター条例の一部改正）

第１条　盛岡市産業支援センター条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書中「第11条まで」の次に「（第10条第２項を除く。）」を加える。

第10条に次の１項を加える。

２　市長は，第５条第１項の許可を受けた者から申請があった場合において，大規模な自然災害，感染症のまん延，通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により，前項に規定する期間を超えてセンターの創業支援室を使用する必要があると認めたときは，第５条第１項の許可の期間を，当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。

（盛岡市産学官連携研究センター条例の一部改正）

第２条　盛岡市産学官連携研究センター条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書中「第10条」の次に「（第３項を除く。）」を加える。

第10条に次の１項を加える。

３　市長は，第５条第１項の許可を受けた者から申請があった場合において，大規模な自然災害，感染症のまん延，通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により，前２項に規定する期間を超えてセンターの研究開発室等を使用する必要があると認めたときは，第５条第１項の許可の期間を，当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。

（盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正）

第３条　盛岡市新事業創出支援センター条例（平成19年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書中「第10条」を「第10条第１項」に改める。

第10条に次の１項を加える。

２　市長は，第５条第１項の許可を受けた者から申請があった場合において，大規模な自然災害，感染症のまん延，通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により，前項に規定する期間を超えてセンターの貸工場を使用する必要があると認めたときは，第５条第１項の許可の期間を，当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

盛岡市産業支援センターの創業支援室等の使用の許可の期間についての特例を設けようとするものである。

議案第 77 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

（盛岡市改良住宅条例の一部改正）

第１条　盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中「とき」の次に「又は前条第３項に規定する者に該当する入居者が連帯保証人を立てないこととしようとするとき」を加え，同条第３項に次のただし書を加える。

ただし，前項の規定により連帯保証人を立てないことについて市長の承認を得たときは，この限りでない。

別表市営青山三丁目アパート15号館の項を削る。

（盛岡市市営住宅条例の一部改正）

第２条　盛岡市市営住宅条例（平成９年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中「とき」の次に「又は前条第３項に規定する者に該当する入居者が連帯保証人を立てないこととしようとするとき」を加え，同条第３項に次のただし書を加える。

ただし，前項の規定により連帯保証人を立てないことについて市長の承認を得たときは，この限りでない。

別表市営青山二丁目アパート６号館の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 市営青山三丁目アパート１号館 | 盛岡市青山三丁目 | 令２ | 32（うち身体障害者用住宅１） | 中層耐火４階建 |

附　則

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条（第３号に掲げる改正規定を除く。）及び第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日

(2) 第２条中別表市営青山二丁目アパート６号館の項の次に１項を加える改正規定　令和２年７月１日

(3) 第１条中別表市営青山三丁目アパート15号館の項を削る改正規定　令和２年９月１日

提案理由

改良住宅及び市営住宅の入居者が連帯保証人を立てないこととする場合の手続を定めるほか，市営住宅建替事業の施行に伴い，市営青山三丁目アパート１号館を設置するとともに，市営青山三丁目アパート15号館を廃止しようとするものである。

議案第 78 号

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市コミュニティ住宅条例（平成９年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中「とき」の次に「又は前条第３項に規定する者に該当する入居者が連帯保証人を立てないこととしようとするとき」を加え，同条第３項に次のただし書を加える。

ただし，前項の規定により連帯保証人を立てないことについて市長の承認を得たときは，この限りでない。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

コミュニティ住宅の入居者が連帯保証人を立てないこととする場合の手続を定めようとするものである。

議案第 79 号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252条の22第１項の中核市」を加える。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い，放課後児童支援員が備えるべき要件を改めようとするものである。

議案第 80 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り，「２万 7,800円」を「２万 2,200円」に改め，同条第３項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り，「４万 2,600円」を「３万 3,300円」に改め，同条第４項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り，「５万 3,700円」を「５万 1,900円」に改める。

附　則

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　改正後の盛岡市介護保険条例第３条第２項から第４項までの規定は，令和２年度分の介護保険料について適用し，令和元年度分までの介護保険料については，なお従前の例による。

提案理由

所得の少ない第１号被保険者について行う介護保険料の減額賦課に係る令和２年度の保険料率を定めようとするものである。

議案第 81 号

盛岡市東中野財産区管理会条例及び盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部を改正する条例について

盛岡市東中野財産区管理会条例及び盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市東中野財産区管理会条例及び盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部を改正する条例

（盛岡市東中野財産区管理会条例の一部改正）

第１条　盛岡市東中野財産区管理会条例（昭和34年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「盛岡市長」を「市長」に改め，同条に次の１項を加える。

２　委員に欠員が生じたときは，市長は，議会の同意を得て補欠委員を選任することができる。この場合において，当該補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部改正）

第２条　盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例（昭和34年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「盛岡市長」を「市長」に改め，同条に次の１項を加える。

２　委員に欠員が生じたときは，市長は，議会の同意を得て補欠委員を選任することができる。この場合において，当該補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

財産区管理委員に欠員が生じた場合における補欠委員の選任及び任期について定めようとするものである。

議案第 82 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし，調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　相手方

(1) 住所 [redacted]

氏名

(2) 住所 [redacted]

氏名

2　調停申立ての趣旨

(1) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払並びに住宅の明渡しを求めるものである。

(2) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払並びに住宅の明渡しを求めるものである。

3　調停申立ての理由

各相手方は，いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し，支払の督促に応じないものである。

4　調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は，滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成９年条例第32号）第43条第３項の規定により支払うべき金銭の支払の請求並びに市営住宅等の明渡しに係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払並びに住宅の明渡しについて民事調停を申し立て，及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 83 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　取得する財産

| 種　　別 | 名　　称 | 数　　量 | 予 定 価 格 |
|---|---|---|---|
| 車　　両 | 消防ポンプ自動車の購入 | ２台 | 38,192,000円 |

2　取 得 の 方 法　　買入れ

3　取得の相手方　　住所　盛岡市上堂三丁目６番33号

氏名　株式会社ダイトク　代表取締役 [redacted]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第３条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

１　取得する財産

| 種　　別 | 名　　称 | 数　　量 | 予 定 価 格 |
|---|---|---|---|
| 車　　両 | 小型動力ポンプ付積載車の購入 | ２台 | 24,068,000円 |

２　取 得 の 方 法　　買入れ

３　取得の相手方　　住所　盛岡市本宮一丁目18番６号

氏名　株式会社岩野商会　代表取締役 [redacted]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第３条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　取得する財産

| 種　　別 | 名　　称 | 数　　量 | 予定価格 |
|---|---|---|---|
| 車　　両 | 凍結防止剤散布車の購入 | １台 | 20,900,000円 |

2　取得の方法　　買入れ

3　取得の相手方　　住所　紫波郡矢巾町大字広宮沢第４地割 347番地

氏名　株式会社東和本社　代表取締役 [redacted]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第３条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

盛岡市立飯岡小学校校舎増築等（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立飯岡小学校校舎増築等（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　契約工事の名称　　盛岡市立飯岡小学校校舎増築等（建築主体）工事

2　契 約 の 方 法　　一般競争入札

3　契 約 の 金 額　　金 264,990,000円也

4　契約の相手方　　大伸工業株式会社　代表取締役 [redacted]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第２条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

盛岡市立仙北中学校第二屋内運動場等整備（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立仙北中学校第二屋内運動場等整備（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　契約工事の名称　　盛岡市立仙北中学校第二屋内運動場等整備（建築主体）工事
2　契 約 の 方 法　　一般競争入札
3　契 約 の 金 額　　金 244,420,000円也
4　契約の相手方　　株式会社昭和建設　代表取締役 [redacted]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第２条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 88 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和２年６月９日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　路線の認定

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 |
|---|---|---|---|
| 都　42 | 津志田白沢３号線 | 永井25地割39番１地先 | 永井25地割34番14地先 |
| 都　43 | 津志田白沢４号線 | 西見前２地割22番１地先 | 西見前２地割 113番地先 |
| 都　44 | 西見前・永井２号線 | 西見前19地割 137番１地先 | 西見前19地割 102番１地先 |
| 都　4211 | 経塚６号線 | 永井21地割15番１地先 | 永井21地割15番22地先 |
| 都　4212 | 西鹿渡９号線 | 三本柳２地割26番９地先 | 三本柳２地割25番15地先 |
| 都　4213 | 西鹿渡10号線 | 三本柳２地割22番26地先 | 三本柳２地割22番23地先 |
| 都　4214 | 中島６号線 | 三本柳８地割６番５地先 | 三本柳８地割１番20地先 |
| 都　4215 | 大道西10号線 | 三本柳11地割３番24地先 | 三本柳11地割３番15地先 |

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第８条第２項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。